

○岸田厚委員長

ただいまから事業常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することにし、議案第10号から議案第13号までの4件については一括して審査することにし、したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第10号から議案第13号までの4件について、一括して審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○船橋恵子魅力創造部長

議案第10号から議案第13号までの4件につきまして、一括して御説明申し上げます。

いずれも魅力創造部が所管しております公の施設の指定管理者を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の御議決を求めるものでございます。

議案書103ページをお願いいたします。議案第10号につきまして、施設の名称は岸和田だんじり会館で、指定の相手方は一般社団法人岸和田市観光振興協会、指定の期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としたいものでございます。

続きまして、議案書105ページ、議案第11号では、施設の名称、岸和田城につきまして、議案書107ページ、議案第12号につきましては、施設の名称、岸和田市二の丸広場観光交流センターにつきまして、議案書109ページ、議案第13号につきましては、施設の名称、岸和田市営駐車場、それぞれ議案10号と同様に、指定の相手方を一般社団法人岸和田市観光振興協会、指定の期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

の1年間としたいものでございます。

本件につきましては、現在、だんじり会館と市営駐車場、岸和田城と岸和田市二の丸広場観光交流センターについて、それぞれ令和4年度から岸和田市観光振興協会が指定管理者として一体管理しており、このたび岸和田市観光振興協会が法人格を取得したことから、現指定管理の残期間1年間につきまして、指定の相手方を一般社団法人岸和田市観光振興協会としたいためのものでございます。いずれも岸和田市指定管理者審査委員会において選定されてございます。

なお、各施設の指定管理者候補者の概要につきましては、御配付してございます資料のとおりでございます。

○岸田厚委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○米田貴志委員

確認だけさせていただきたいと思います。今回、今説明があったとおり、おおむね特にあれというわけじゃないんですが、指定管理者審査委員会のほうでも特に何か要望とか意見とかなかったのか、そこだけちょっと明らかにしていただきたいんですが。

○井上江美観光課長

指定管理者審査委員会のほうでは、御意見といたしましては3つ附帯意見として頂いております。法人化移行に伴って、より持続可能性のある運営体制を整備されたい、これが1点でございまして、岸和田城周辺施設との連携強化を図り、利用拡大に取り組まれない、これが2点目でございます。最後は、組織の基盤強化が図られたことは評価できる点であり、今後の事業拡大に大いに期待するという3つの御意見を頂戴いたしております。

○米田貴志委員

分かりました。審査委員会であった意見で、非常に大事な点かなと思いますし、当然、これ、令和9年までということで、それ以降にも関わるような御意見かなというふうに思っておりますので、これから先はちょっとこの議案とは変わってくる話になってしまうので質問はいたしませんけども、やはり令和9年度以降について、どう構えていくかということが非常に大事になってくると思います。

これまで当たり前のようにやって、観光振興協会、今回、一般社団法人に変わりましたが、管理してられました。どうしても越えられない壁というのがいまだにそろっておりますので、新しい市長を迎えて、やはりこの岸和田市の観光の主要となっている施設ですので、新たな局面、新たな展開、それから委託する、指定管理する期間、こういったことも含めてしっかりと考えていくべきだという意見を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○岸田厚委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようです。それでは、議案第10号から議案第13号までの4件の質疑を終結します。

次に、議案第16号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○河畑俊也建設部長

議案書の115ページをお願いいたします。議案第16号市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

市道路線の認定につきましては道路法第8条により、また、市道路線の廃止につきましては道路法第10条により行うものでございます。

117ページ、118ページをお願いいたします。市道路線認定調書の34路線で、延長に

いたしまして5146.2メートルを認定するもので、開発などにより帰属、引継ぎを受けたものなどを市道認定するものでございます。

次に、119ページをお願いいたします。市道路線廃止調書の4路線で、延長にいたしまして1577.3メートルを廃止するもので、主に終点の変更により一旦廃止し、再認定するものでございます。

次に、120ページ、121ページをお願いいたします。市道路線認定区域調書で各認定路線の幅員と延長を記載しております。位置につきましては122ページから141ページの位置図のとおりでございます。

次に、142ページをお願いいたします。市道路線廃止区域調書でございます。位置につきましては143ページから146ページの位置図のとおりでございます。

○岸田厚委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

○井舎英生委員

少し質問します。新しくできた市道が5キロぐらいですかね。廃止されたのが1キロぐらいと。ということは、管理費用等が、やはりその分上がると思うんですけど、どれぐらい管理費用が上がってくるのか、その辺が分かれば教えてください。

○山田俊晴建設管理課長

管理費用のお尋ねなんですけども、建設管理課のほうでは物自体を維持管理しておりませんので、財産として維持管理しておりますので、ちょっと維持管理費については把握しておりません。

○井舎英生委員

そうすると、財産価値というのは一定評価しておられるんですか。それはどれぐらいの差があるんですか。

○山田俊晴建設管理課長

市道につきましては寄附等もありまして、そのときに価格がどれぐらいなのか、固定資産等を調査しまして算出しているところでもありますけども、場所によりまして価格の違いがかなりありますので、一定ここでは、ちょっと限定的な場所じゃないのでお答えすることができません。

○井舎英生委員

事情はよく分かりました。市道ということで、そうするといろいろ市に管理責任が出てきますので、業務が増えて御苦労さまですけど、市道認定されると地域の人たちも喜んでおられると思うので、今後よろしくをお願いします。

○岸田厚委員長

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようです。それでは、議案第16号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに付託議案を採決いたします。

議案第10号から議案第13号までの4件及び議案第16号を合わせました以上5件につきまして、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

次に、本委員会に係る各部課の所管事務報告については、慣例により受けたいと思います。その時期については6月議会の委員会の冒頭に行うこととし、詳細については正副委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、そのように決定します。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で事業常任委員会を閉会します。

(以 上)